



福祉施設版

NEWS LETTER

2015 年 12 月号

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

1 月より介護保険もマイナンバーが必要に



来年 1 月のマイナンバー制度施行に伴い、介護保険関連の届出においても、来年 1 月 1 日より、個人番号を追加することが決定されました。利用者の個人番号取扱いについて、施設単位での体制準備が急務です。

どの届出に追加が必要？

介護保険に関するさまざまな届出において、被保険者の個人番号が必要となります。個人番号が追加される申請事務は、以下の通りです。

- ・ 資格取得届出等 (介護保険法施行規則第 23 条)
- ・ 住所地特例対象施設に入所又は入居中の者に関する届出 (第 25 条)
- ・ 被保険者証の交付 (第 26 条)
- ・ 被保険者証の再交付及び返還 (第 27 条)
- ・ 負担割合証の交付等 (第 28 条の 2)
- ・ 氏名変更の届出 (第 29 条)
- ・ 住所変更の届出 (第 30 条)
- ・ 世帯変更の届出 (第 31 条)
- ・ 資格喪失の届出 (第 32 条)
- ・ 要介護認定の申請等 (第 35 条)
- ・ 要介護更新認定の申請等 (第 40 条)
- ・ 要介護状態区分変更の認定申請等 (第 42 条)
- ・ 要支援認定の申請等 (第 49 条)
- ・ 要支援更新認定の申請等 (第 54 条)
- ・ 要支援状態区分変更認定申請等 (第 55 条の 2)
- ・ 介護給付費等対象サービスの種類の指定の変更の申請 (第 59 条)
- ・ 介護保険法施行令第 22 条の 2 項 6 項の規定の適用の申請 (第 83 条の 2 の 3)

- ・ 高額介護サービス費支給申請 (第 83 条の 4)
- ・ 高額医療合算サービス費支給申請 (第 83 条の 4 の 4)
- ・ 特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定 (第 83 条の 6)
- ・ 特定入所者の負担限度額の特例 (第 83 条の 8)
- ・ 介護保険法施行令第 29 条の 2 の 2 第 6 項の規定の適用の申請 (第 97 条の 2 の 2)
- ・ 高額介護予防サービス費の支給の申請 (第 97 条の 2 の 3)
- ・ 医療保険者からの情報提供 (第 110 条)

ただし被保険者からの届出に係る事項のうち、届出人に関する記載事項 (介護保険法施行規則第 33 条第 1 項及び第 171 条第 2 項) については、個人番号を記載する必要はありません。

適切な管理体制の整備が急務

個人番号は、個人番号法によって個人情報保護法よりも更に厳格な保護措置が設けられており、利用制限や安全管理措置、提供制限等が定められています。そのため福祉施設においても、利用者の個人番号を取り扱うための体制の整備、担当者教育等が必要です。

福祉施設などの賃金改定状況

今年 7 月に、厚生労働省の平成 27 年度中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会（第 2 回）の資料として、「平成 27 年賃金改定状況調査結果」※が発表されました。ここではその調査結果から、医療機関や福祉施設（以下、医療、福祉という）の賃金改定状況に関するデータをご紹介します。

賃金引上げ割合が最高に

上記調査結果から、医療、福祉の賃金改定状況をまとめると下表 1 のとおりです。27 年 1～6 月に賃金引上げを実施した事業所は 62.9%で、26 年を上回りました。全体の平均である産業計と比較すると、賃金引上げ割合は 20 ポイント以上高くなりました。また製造業や卸売業、小売業など、他の調査対象業種と比べても、医療、福祉は賃金引上げを実施した事業所の割合が最も高くなりました。

一方、27 年 1～6 月に賃金引下げを実施した事業所割合は、26 年と同様に 0.3%にとどまりました。産業計が 0.8%ですから平均を下回り、他の調査対象業種と比べても最も低い割合になりました。

賃金上昇率は 26 年を下回る結果に

次に、一般労働者とパートタイム労働者の別に賃金上昇率をまとめると、下表 2 のとおりです。27 年の医療、福祉の一般労働者の賃金上昇率は 1.3%、パートタイム労働者は 0.5%となり、いずれも 26 年より低下しました。

この結果から、医療、福祉では、2 年続けて賃金引上げ実施事業所割合が産業計を上回りました。また、6 割を超える事業所で賃金引上げが行われていることも好ましいことです。しかし、26 年よりも賃金改定を実施しない事業所割合が高くなっていることや、賃金上昇率が低下していることは気になることです。

[表1] 賃金改定の状況別事業所割合 (%)

		1～6月に賃金引上げを実施した事業所	1～6月に賃金引下げを実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	賃金改定を実施しない事業所
産業計	26年	43.1	0.8	11.8	44.2
	27年	42.6	0.8	12.9	43.6
医療、福祉	26年	61.3	0.3	11.0	27.4
	27年	62.9	0.3	5.9	30.9

厚生労働省「平成27年賃金改定状況調査結果」より作成

[表2] 一般労働者とパートタイム労働者別の賃金上昇率 (%)

		一般	パート	一般パート計
産業計	26年	1.1	1.3	1.1
	27年	0.8	1.2	0.9
医療、福祉	26年	1.4	2.7	1.9
	27年	1.3	0.5	1.0

厚生労働省「平成27年賃金改定状況調査結果」より作成

※厚生労働省 平成 27 年度中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会（第 2 回）資料「平成 27 年賃金改定状況調査結果」

平成 27 年 6 月 1 日現在の常用労働者数が 30 人未満の企業に属する民営事業所で、1 年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した約 4,000 事業所を対象にした調査です。詳細は、次の URL のページからご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000091489.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q & A



『特定の金融機関への給与振込みを嫌がる職員の対応』



新たに採用をした職員に対して、取引先の金融機関の口座へ給与を振込みたいと思います。ところが、本人から「そのように金融機関を指定するのはおかしいのではないか」と言われ、困っています。



特定の金融機関への給与の振込みを強制することはできません。特定の金融機関への振込みを行う際には、本人の同意が必要となります。話し合いによって理解をして頂くか、同意が得られない場合には、本人指定の金融機関への振込みを行うことが求められます。

詳細解説：

福祉施設の中には、職員の給与を振り込むにあたり、取引のある金融機関で口座を開設してもらい、その口座に振り込むというケースが少なくありません。給与計算の締め日と支払日の日数が少ない場合には、振込み納期にあたって多少柔軟に対応してくれる金融機関があったり、手数料が無料になったり、更には診療報酬を含めたすべてのお金の流れが一連で把握することができる等のメリットがあることから、こうした方法を採用するようですが、一方でご質問のように採用した職員から給与を振り込む金融機関を指定するのはおかしいのではないか、という声が上がることもあります。



的になっている金融機関の口座への振込みにあたっては、本人の同意が必要となることを忘れてはなりません。

もともと、職員も公共料金の引き落としなど利便性の観点から、自らが指定する金融機関への支払いを希望することが少なくありません。そうした場合、上記のように福祉施設の都合によって特定の金融機関の口座を強制することはできず、本人の希望を尊重して対応することが求められます。

どうしても必要性がある場合には、本人に対して、金融機関との取引の関係上何とかお願いしたい旨を伝えるなどして、理解してもらうことが必要となります。それでも頑なに断る場合には、本人の指定する金融機関への振込みを行うといった取扱いをせざるを得ないでしょうが、採用後にこうした問題で関係が拗れることは労使ともに望まないことですから、採用にあたって説明をしておくなどの配慮も検討すべきでしょう。

そもそも、給与の支払いについては、労働基準法第24条において「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と定められていることから、現金払いが原則となります。従って、いまでは一般

事例で学ぶ 4 コマ劇場

今月の接遇ワンポイント情報

『クッション言葉』



ワンポイントアドバイス

クッション言葉



クッション言葉とは、モノの言い方が相手に柔らかく届く言葉です。

《依頼をする時》

- 恐れ入りますが
- お手数ですが
- ご迷惑をおかけしますが 等

《尋ねる時》

- 失礼ですが
- 恐れ入りますが 等

《要望に応じられない時》

- あいにくですが
- 申し訳ございませんが
- せっかくですが 等

時折アイさんのように、『すみません』の言葉が多く用いられ、いつもこの言葉で対応している方がいらっしゃいます。しかし、『すみません』という言葉は使われすぎていて、今や丁寧な言葉とはいえなくなっています。

クッション言葉は、数多く持っていることが望ましいでしょう。そして、その表現にふさわしいクッション言葉を上手く使うことができるように、会話の練習をしてみましょう。

◆例

「すみませんが、こちらに記入をお願いします」より、「お手数ですが、こちらに記入をお願いします」と伝えることで、しっかりと優しく届きます。

◇捉え方

記入をする作業は“手”で行いますので、クッション言葉は『お手数ですが』が、ふさわしいでしょう。

クッション言葉はコミュニケーションの豊かさに繋がります。注意深く周りの方の言葉を集めて、自分のものにしましょう。